概要

遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分について、支払われるべき賃金が残された ままに給付基礎日額が算定されているとして、原処分の決定を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は自宅で意識を失い、救急搬送されたが病院で蘇生せず「虚血性心疾患」(急性心筋梗塞)で死亡した。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、被災者の死亡は業務上の事由であるとして労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に療養補償給付、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇〇〇〇円として支給する旨の処分を行った。

なお、本件審査請求がなされる前に、自庁取消により給付基礎日額は変更されている。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

被災者は出勤退勤を管理されており、労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条の管理監督者に該当しない。また、時間外・休日労働についての割増賃金についても一切会社から支払われていない。

本件発症前の被災者の時間外労働時間は、監督署長の業務上外の判断にあたって認定したところによれば、本件発症前3か月間平均でも80時間以上に及んでいる。ところが、原処分はこの時間外・休日労働の割増賃金を無視して給付基礎日額を決定しており、少なくとも時間外労働時間を基準に給付基礎日額を算定し直さなければならない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

臨検監督の指導のもとに、会社が遡及して支払った時間外労働手当等の額を給付基礎日額の基礎である平均賃金に算入することは妥当であり、請求人の訴える「平成 13 年 12 月12 日付け基発第 1063 号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」」(以下「認定基準」という。)にある方法を用いた時間外労働時間の算出にて、実質の支払われるべき賃金として見なすことは、認定基準にそのような根拠は認められないものと判断する。

4 審査官の判断

(1) 認定した事実

ア 会社は監督署の指導により被災者が労働基準法第 41 条に定める管理監督者でないものとして時間外労働手当を支払っており、また監督署長は自庁取消により時間外労働手当の額を給付基礎日額の算定基礎である平均賃金に算入していることから、労働基準法第 41 条に定める管理監督者でないものと認められる。

イ 会社は被災者の平均賃金を計算する際、年齢を基にしたモデル賃金、過去に支給されて

いた役職手当等を平均賃金の算定の基礎としているが、必要な手当が含まれておらず、少額となっている。

また、年齢を基に決定した平均賃金算定には何らの規定もなく、法的合理的根拠を見いだすことはできない。

ウ 会社が時間外労働に対する割増賃金を支払った時間外労働時間は、監督署長から提出された「労働時間集計表」を基に当審査官が算定した時間外労働時間よりも明らかに少ない。 エ 以上から、給付基礎日額を求める際の被災者の時間外労働時間に対する割増賃金は法定に満たないものとする。

(2) 結論

会社は時間外労働の割増賃金の残余部分を支払う義務があるものと認められ、平均賃金 算定期間中に行った時間外労働の割増賃金の一部が支払われていないと認められる。

このように、追加して支払うべき割増賃金がある場合は、給付基礎日額の算定に当たって算入されなければならない。

時間外労働に対する賃金額が適正であるか否かを判断せずに、単に給付基礎日額の算定期間中に請求人に支払われた賃金額をもって給付基礎日額を算定した監督署長の処分には 瑕疵が認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った支払われるべき割増賃金を算入しないままに計算した給付基礎日額による遺族補償給付及び葬祭料の支給した処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。